

大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例

大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例（平成
17年大和市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）第32条第1項」の次に「及び大規模災害からの復興に関する法律
（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。